

介護保険法に基づく指定居宅介護支援事業者の指定取消処分について

下記の事業者について、平成25年11月12日付けで、介護保険法第84条第1項に基づき指定居宅介護支援事業者の指定を取り消したので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 有限会社大雲
- (2) 代表者 代表取締役 齋藤広子、細井建紀、細井道浩

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 大雲指定居宅介護支援事業所、大雲ケアプランセンター
- (2) 所在地 福島県福島市小倉寺稻荷山10-39
- (3) サービスの種類 居宅介護支援

3 指定取消処分の通知日 平成25年11月12日

4 指定取消年月日 平成25年12月1日

5 指定取消理由（根拠法令）

(1) 大雲指定居宅介護支援事業所

ア 実際に行われていない訪問介護を位置付けるなど不適正な居宅サービス計画を作成して給付管理を行い、指定訪問介護事業所看友（以下「看友」という。）に不正請求を指示するとともに、居宅介護支援費を不正に請求・受領していた。（介護保険法（以下「法」という。）第84条第1項第3号及び第6号）

イ 実際に行われていない訪問介護を位置付けた当該居宅サービス計画（サービス提供票）の正当性を装うため、実際には開催していないサービス担当者会議の記録を監査開始後に作成のうえ提出し、開催したと虚偽の答弁をした。（法第84条第1項第8号）

ウ 看友の利用者へのサービス提供状況を知りながら、実際のサービス提供実績と異なる内容で給付管理を行い、訪問介護費の不正請求に関与した。（法第84条第1項第3号）

エ 看友が行う指定訪問介護が無資格の従業者により行われていることを知りながら、虚偽の給付管理を行い、看友の不正請求を幫助するとともに、居宅介護支援費を不正に請求・受領した。（法第84条第1項第3号及び第6号）

(2) 大雲ケアプランセンター

ア 看友の利用者へのサービス提供状況を知りながら、実際のサービス提供実績と異なる内容で給付管理を行い、訪問介護費の不正請求に関与した。（法第84条第1項第3号）

イ 看友に対し、指定訪問介護に該当しないサービスを行うよう指示したうえで、訪問介護費を不正に請求するよう指示した。（法第84条第1項第3号）

ウ 看友が行う指定訪問介護が無資格の従業者により行われていることを知りながら虚偽の給付管理を行い、看友の不正請求を幫助するとともに、居宅介護支援費を不正に請求・受領した。（法第84条第1項第3号及び第6号）